

医療 DX 推進体制整備加算に関する掲示

株式会社あいずステーションが運営するアンカー看護ステーションは、質の高い訪問看護を提供するため、医療 DX(デジタルトランスフォーメーション)を推進する体制を整えています。2024 年度の診療報酬改定に伴い、当ステーションでは以下の体制を構築し、「訪問看護医療 DX 情報活用加算(50 円/月)」を算定いたします。

1. オンライン資格確認の活用

当ステーションの看護師等は、マイナンバーカードを用いたオンライン資格確認(電子資格確認)システムを活用しています。利用者の診療情報や薬剤情報等を正確に取得・活用することで、より安全で質の高い訪問看護計画の策定および実施に努めています。

2. 電子レセプト請求の実施

厚生労働省が定める電子情報処理組織を使用した診療報酬(訪問看護療養費)および公費負担医療に関する費用のオンライン請求を行っています。

3. 医療 DX を通じた質の高い看護

医療 DX 推進体制の整備により、医療機関等との迅速な情報共有が可能となり、より適切な看護サービスの提供が可能となります。

【施設基準の遵守について】当ステーションは、以下の施設基準を満たしています。

- 電子情報処理組織を使用した診療報酬の請求。
- 健康保険法第 3 条第 13 項に規定する電子資格確認を行う体制。
- 医療 DX 推進の体制に関する事項および、情報の取得・活用についての事業所内掲示およびウェブサイトへの掲載。

制定日:2026 年 4 月 1 日 株式会社あいずステーション